

新型コロナウイルス等による死亡者の火葬対応方針

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬に関する受付事務や火葬時の対応について、以下のとおり定める。

1 感染症の受入れについて

日野市民、日野市外住民の区別をせず、火葬の受け入れを行う。

2 遺体受付業務での対応

① 遺体収容にあたって

・葬祭業者等が『新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン 令和5年4月26日(第4版)』に則り、遺体に適切な感染症対策を行った場合においては、納体袋への収容は不要とする。また、遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

なお、損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出の可能性が高いと想定される場合には、納体袋を使用すること。

・棺への目張りは不要とし、遺体に触れない範囲であれば花入れ等は可能とする。

② 感染症対策について

火葬や消毒作業に従事した際、使用したマスク・手袋等の防護具は原則として一回限りの着用とし、ウイルスが飛散しないよう密閉して廃棄する。

体調不良の場合の利用自粛等の感染防止対策の協力を要請。

参列者の手指消毒、換気、3密回避、マスクの着用は個人の判断にゆだねるが、感染対策上や事業上の理由で感染症対策を要請する場合がある。

3 親族等の参列、立ち合い等について

① 参列(入場)

体調不良者は、火葬場敷地内への入場を禁止する。

それ以外の方の入場は30名(定員)までとする。

② お別れ、立ち合い

お別れ、収骨等の立ち合いは可能とする。

③ 待合室での飲食

ご飲食(酒類含む)は可能とする。飲食を行う際は食器等を含めて持ち込むこと。また、出たごみは持ち帰り処分すること。

④ 感染症対策

『新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン 令和5年4月26日(第4版)』を参考とした対応を行う。

参列者の手指消毒、換気、3密回避、マスクの着用は個人の判断にゆだねるが、感染

対策上や事業上の理由で感染症対策を要請する場合がある。

4 その他

この方針に定めのない内容については、関係各所の協議により対応を決定する。